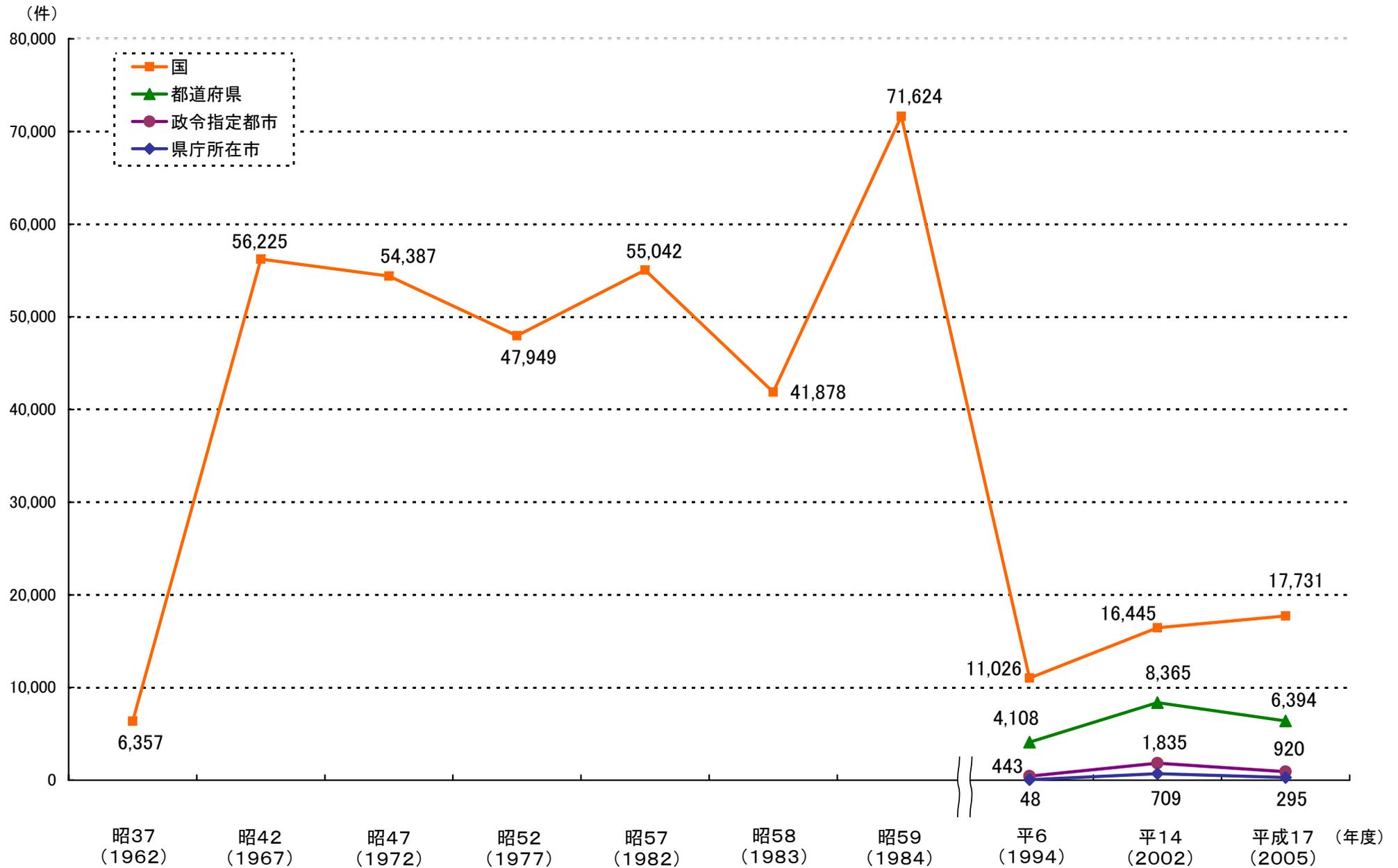


## 平成 17 年度 行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果 (暫定値)

1	<b>国に対する不服申立ての件数</b>	
○	行政不服審査法に基づく不服申立て	<u>18, 149</u> 件
	(内訳) 異議申立て	6, 542件
	審査請求	11, 189件
	再審査請求	418件
○	行政不服審査法に基づかない不服申立て <sup>(注1)</sup>	<u>26, 921</u> 件
2	<b>都道府県に対する不服申立ての件数</b>	
○	行政不服審査法に基づく不服申立て	<u>6, 437</u> 件
	(内訳) 異議申立て	1, 817件
	審査請求	4, 577件
	再審査請求	43件
○	行政不服審査法に基づかない不服申立て <sup>(注2)</sup>	<u>626</u> 件
3	<b>政令指定都市に対する不服申立ての件数</b> (15市) <sup>(注3)</sup>	
○	行政不服審査法に基づく不服申立て	<u>920</u> 件
	(内訳) 異議申立て	462件
	審査請求	458件
○	行政不服審査法に基づかない不服申立て <sup>(注2)</sup>	<u>240</u> 件
4	<b>県庁所在市に対する不服申立ての件数</b> (34市)	
○	行政不服審査法に基づく不服申立て	<u>296</u> 件
	(内訳) 異議申立て	256件
	審査請求	39件
	再審査請求	1件
○	行政不服審査法に基づかない不服申立て <sup>(注2)</sup>	<u>149</u> 件

- (注) 1 工業所有権関係の不服申立て(審判の請求)などがその例である。  
 2 固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格に係る審査の申出、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出などがその例である。  
 3 調査対象となった政令指定都市 15 市には、平成 18 年 4 月 1 日に政令指定都市に移行した堺市も含む。  
 4 平成 17 年度調査から、政令指定都市及び県庁所在市以外の全市町村についても調査を実施している(現在、集計中)。  
 5 調査対象期間は平成 17 年 4 月 1 日から翌 18 年 3 月 31 日までである。

○ 行政不服審査法に基づく不服申立て件数(異議申立て及び審査請求の合計件数)の推移 ※平成17年度については暫定値



(注) 昭和37年度は、行政不服審査法が施行された昭和37年10月2日からのものである。